

強者の戦略

論述世界史〔大阪大学 2014 年前期 第1問より〕

今回は大阪大学の問題をピックアップしてみました。問い自体はそんなにひねりがあるわけではないですが、3つの世紀に現れた税制の内容も正確でないといけません。どの大学を受ける方でも知識としてしっかり持っておかないといけないレベルのものです。みなさんにぜひチャレンジしていただきたいです

では問題の確認です。

8世紀から18世紀までの中国の農民が負担した租税の制度の変化について、8世紀、16世紀、18世紀の3つの画期に注意しながら説明しなさい。ただし、どんな種類の税を何で納めたかや、どのような人々に課税されたかに注意し、解答には以下の語句をすべて用いること(150字程度)

土地税 人頭税 穀物 銭 銀
成人男子 世帯

この問題を見た瞬間に、両税法→一条鞭法→地丁銀制、と変遷が思い浮かべられないといけません。皆さんはどうだったのでしょうか。そして「変化」を問われています。変化は前と後を書かないといけません。では一つ一つ見ていきましょう。

<時代背景と税制を確認>

「8世紀から18世紀まで」の
「中国の農民が負担した租税の制度の変化」
「8世紀、16世紀、18世紀」の3つの画期に、とあります。

○8世紀 租調庸制→両税法

8世紀は唐代(618~907年)ですね。いきなり両税法、と言いたいところですが、変化の問題ですから、変化の前、つまり唐代前半の税制も忘れてはいけません。唐の前半は隋から引き継いだ租調庸制でした。

均田制に基づいて実施された税制でした。ところが均田制が8世紀になると破綻していきます。負担が大きく、また人口増加や商業の発達に伴って農民の間に貧富の差が広がって、没落したり土地を捨てて逃げ出す農民がいたり、均田制・租調庸制・府兵制は崩れ始めます。また安史の乱(755~763年)で唐が混乱すると、財政再建の必要が出てきました。そこで租調庸制に変わり780年に第9代徳宗のときに楊炎の献策によって両税法が採用されました。両税法は明代まで続きます。

○16世紀 両税法→一条鞭法

16世紀は明代(1368~1644年)の後半になります。途中までは両税法が施行されていました。ただ、当時は税が複雑化しており、また不正が横行していました。16世紀は西洋で考えると大航海時代、西洋人がアジアへ進出した時代です。こうして国際商業が盛んとなり、海禁を行っていた明も貿易統制が難しくなり、海禁を緩和していきます。特にスペインのアメリカ植民地で採掘された銀が多く流入しました(アカプルコ貿易などは確認しておきましょう)。日本銀も多く入ってきます。その銀の流通を背景に複雑化した税を銀に換算して納める一条鞭法が始まります。もともと16世紀に江南地方で始まりましたが、万暦帝に仕えた張居正の時代に全国に広がっていきます

○18世紀 一条鞭法→地丁銀制

18世紀といえば清代(1644~1912年)。満州族の清は当初明代の制度の多くを引き継ぎます。つまり明の一条鞭法が実施されていました。ところが貧農の増加や虚偽の申告、郷紳が免税権を乱用するなどの理由から徴税が困難となりました。人頭税は世帯ごとの成人男性の数に応じて徴収されるのですが、戸籍にちゃんと載せない人もいたわけです。こうした背景があつて康熙帝の時代から地丁銀制が始まります。人頭税(丁税)を土地税(地銀)に組み込んで、課

強者の戦略

税対象を土地に一本化するという税制になったわけです。雍正帝の時代に全国に広がります。

<他に問われていることを確認>

- 「中国の農民が負担した租税の制度の変化」
- 「どんな種の税を何で納めたか」
- 「どのような人々に課税されたかに注意し」

以上をふまえて説明していきます。

○両税法

租調庸制では均田制で口分田などを与えられた丁男(21~59歳の男性)や18歳以上の中男が、租は粟(ぞく)2石、調は絹布2丈と綿3両(または麻布2丈5尺と麻3斤)、庸は力役で年20日(または絹布や麻布で代納)、となっていました。つまり丁男などの人を課税対象としていました。実質人頭税ですね。ところが先述の通り、均田制は破綻します。すると780年の両税法が施行されるわけですが、「両」は夏(6月)と秋(11月)の年2回徴収するというに由来します。原則は土地所有者が、資産に応じて銭納(かわりに絹布による納入も広く行われる)、または耕作面積に基づいた穀物などを納める税制です。課税対象が土地になりました。土地の私有が認められたこととなります。

○一条鞭法

海禁緩和以降の銀の流通が背景であるのは先述の通りですが、当時は農民が納める租税が複雑化していました。様々な租税や徭役を銀に換算し、土地税と人頭税にまとめて一括で銀納させることになりました。銀でまとめて納めるやり方は、その後の地丁銀へも繋がっていきます。

○地丁銀

1711年は康熙帝の即位50年の年。その記念に盛世滋生人丁が定められます。なんじゃこれは?と思

う方も多いと思いますが、盛世滋生とは「世の中が安定し盛んになった、それを喜んで民衆の生活を慈しむ」という意味です。1711年の壮丁(16~60歳の課税対象となる男性)の人口調査以降、人口増加があってもそれ以降の人頭税は課税しない、ということになりました。これは人口が増えても、1711年以降は清の民衆全体から集める人頭税を増やさないとすることなので、一人あたりは実質減税となります。そうすると人頭税として民衆に課税する意味は無くなりました。よって、人頭税として集めていた税を、土地に組み込んで課税する(人頭税はなくなる)という形で丁銀(人頭税)と地銀(土地税)を合わせて単一税としたわけです。康熙帝時代から始まり、雍正帝時代に全国に広がります。

ではこれらを参考に解答例を作ってみましょう

【解答例】

唐では租庸調制で均田農民の成人男子に穀物や労役などが人頭税として世帯ごとに課されたが、8世紀後半から土地私有者が土地や資産に応じて年2回、銭や穀物などで納める両税法が実施された。16世紀の明では人頭税と土地税を一括銀納する一条鞭法に移行した。18世紀の清では成人男子の人頭税逃れが多く、課税を土地に一本化する地丁銀となった。(157字)

あまり多くは書けないので短くまとめるのが大変かと思いますが、大事な内容なのでどの大学を受験する方もぜひチャレンジしてみてくださいね。

北林久忠